

山口県報

平成26年
4月1日
(火曜日)

目次

規則	一
山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	一
告示	一
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課)	一
生活保護法の規定に基づく施術所の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	二
救急病院の認定(地域医療推進室)	二
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)	二
公告	二
一般競争入札の実施(税務課)	二
住民基本台帳法第三十条の十四第二項の規定による届出(市町課)	四
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十八条第二項の規定による届出(情報企画課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	六
農地中間管理機構の指定(農業振興課)	六
公安委規則	六
山口県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則	六
漁業告示	七
漁業法第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規定による指示	七

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十八号

山口県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

山口県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年山口県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第七百三十三条の十八第五項」を「第七百三十三条の十八第六項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定区域

防府市鐘紡町二二七番一のうち別図に示す区域、二二七番二のうち別図に示す区域、二二七番五のうち別図に示す区域、二二七番六、二二八番一のうち別図に示す区域及び二二八番七のうち別図に示す区域

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口

県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。

山口県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名	名 施 称	所 術 在 所 地	廃 止 年 月 日
古野 正晃	株式会社フレアス 山口事業所	山口市大内矢田二〇七の四	平成二六、一、三一

山口県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

施術者の氏名	名 施 称	所 術 在 所 地	指 定 年 月 日
田中 勝典	株式会社フレアス 山口事業所	山口市大内矢田二〇七の四	平成二六、二、一

山口県告示第百三十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

美称市立病院	美称市大嶺町東分一三三三の一	平成二九、三、二〇
美称市立美東病院	美東町大田三八〇〇	" " "
独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	山陽小野田市大字小野田一三二五の四	" " 二二

山陽小野田市民病院	大字東高泊一八六三の一	" " "
小野田赤十字病院	大字小野田三七〇〇	" " "

山口県告示第百三十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

下関市西部加入区



(九四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる業務の委託
 - (二) 業務の名称及び数量
 - (三) 業務システム運用管理業務 一式
 - (四) 業務の内容
 - (五) 入札説明書及び仕様書による。
 - (六) 履行期間

平成二十六年七月一日から平成三十一年六月三十日までの間
(四) 履行場所
契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二六六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第五十九号)に基づき資格審査において、システムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成二十六年四月一日から同年五月十三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成十六年四月一日から平成二十六年四月一日までの間に、国、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の委託を受けて一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績(施行中であるものを含む。)を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部税務課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部税務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部税務課

(三) 受領期限

平成二十六年五月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年五月十三日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部三号会議室

(二) 日時

平成二十六年五月十三日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第六百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十六年四月十四日午

後五時十五分までに山口県総務部税務課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十六年四月二十四日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 納税証明書
 - 3 一に掲げる業務に相当する業務を施行した実績について記載した書類
- (五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総務部税務課(電話〇八三―九三三―二二九三)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature of the service to be required: Operation and maintenance of the taxation computer system
- (3) Term of the contract: From July 1, 2014 to June 30, 2019
- (4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2293)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., May 12, 2014 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M., May 13, 2014)

(九五) 住民基本台帳法第三十条の十四第二項の規定による届出

地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)附則第五条第三項の規定により、次のとおり住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十四第二項の規定による届出があったものとみなされました。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

変更事項 名称	変更内容		変更年月日
	変更後	変更前	
地方公共団体情報システム機構	財団法人地方自治情報センター		平成二十六年四月一日

(九六) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十八条第二項の規定による届出

地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)附則第七条第二項の規定により、次のとおり電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三十八条第二項の規定による届出があったものとみなされました。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

変更事項 名称	変更内容		変更年月日
	変更後	変更前	
地方公共団体情報システム機構	財団法人自治体衛星通信機構		平成二十六年四月一日
主たる事務所の所在地	東京都千代田区二番町二五番地	東京都港区虎ノ門五丁目二番一号	"

(九七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年五月十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人碧い鈴

代表者の氏名 片岡加寿子

主たる事務所の所在地 下松市桜町一丁目一四番一号

(九八) 大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年四月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート秋穂店

所在地 山口市秋穂東六七四六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社サンマート	株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市大字江泊一九三六	防府市大字江泊一九三六
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中 康男	田中 康男

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年三月一日

(九九) 大規模小売店舗舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年四月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンマート華城店

所在地 防府市桑南二丁目六六三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社サンマート	株式会社丸久
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府市大字江泊一九三六	防府市大字江泊一九三六
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	田中 康男	田中 康男

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年三月一日

(一〇〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十六年四月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店

所在地 周南市花畠町一二七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 周南システム産業株式会社

住所 周南市江口二丁目一番一号

所 代表者の氏名 野村 收

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	渡木 榮一	野村 收

四 届出年月日

平成二十六年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十五年六月二十六日

(一〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十月十一日山口県公告(三五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年四月一日から同年五月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ防府高井店

所在地 防府市大字高井九二〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(一〇二) 農地中間管理機構の指定

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第四条の規定により、次のとおり農地中間管理機構の指定をしました。

平成二十六年四月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 名称及び住所

公益財団法人やまぐち農林振興公社

山口市葵二丁目五番六九号

二 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

山口市葵二丁目五番六九号

三 農地中間管理事業の開始の日

平成二十六年三月二十七日



山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則（平成十八年山口県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表警備員指導教育責任者講習の修了考査の成績の項から警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査の成績の項までを削り、年少射撃資格の認定のための講習会の考査の成績の項の次に次のように加える。

警備員指導教育責任者講習の修了考査の成績	合格発表の日から一月	警察本部生活安全部生活環境課
警備員又は警備員になろうとする者について行う検定の成績	合格発表の日から一月	警察本部生活安全部生活環境課
機械警備業務管理者講習の修了考査の成績	合格発表の日から一月	警察本部生活安全部生活環境課
警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査の成績	合格発表の日から一月	警察本部生活安全部生活環境課

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十六年四月一日

山口県内水面漁場管理委員会

会 長 酒 井 治 己

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次に掲げる水域においては、こい（まごい及びにしきごいをいう。）を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に放流し、又は遺棄してはならない。

(一) 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(二) 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(三) 佐波川水系に係る河川（佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(四) 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと接続して一体を成す水面

(五) 河内川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(六) 南若川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(七) 榎野川水系に係る河川（一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(八) 井関川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(九) 厚東川水系に係る河川（厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤から上流の区間を除く。）及びこれと接続して一体を成す水面

(十) 粟野川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十一) 阿武川水系に係る河川及びこれと接続して一体を成す水面

(十二) 指示の有効期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

平成二十六年四月一日
発行

発行
行人所

山口県知事
山